

議案第 87 号

大野・勝山地区広域行政事務組合同規約の一部変更について

大野・勝山地区広域行政事務組合同規約（昭和 47 年福井県指令地第 829 号）の一部を別紙のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 1 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

基幹的設備改良事業を行うにあたり、勝山市及び大野市の負担金区分に関し、同組合同規約の一部を変更することについて協議を行うため、地方自治法第 290 条の規定により、この案を提出する。

大野・勝山地区広域行政事務組合同規約の一部を変更する規約

大野・勝山地区広域行政事務組合同規約（昭和 47 年福井県指令地第 829 号）の一部を次のように改正する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

変更前				変更後			
別表第 1(第 12 条関係)				別表第 1(第 12 条関係)			
負担金の種類	負担金の区分	負担金の内容	負担割合	負担金の種類	負担金の区分	負担金の内容	負担割合
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
衛生費負担金	塵芥処理施設運営費負担金	廃棄物処理施設の管理運営に要する経費	均等割 10% 人口割 90%	衛生費負担金	塵芥処理施設運営費負担金	廃棄物処理施設の管理運営に要する経費	均等割 10% 人口割 90%
	(新設)	(新設)	(新設)		<u>基幹改良負担金</u>	<u>廃棄物処理施設の基幹改良に要する経費</u>	<u>人口割 100%</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。